



# ごみの野焼き(野外焼却)は

# 禁止されています

問合せ  
環境課環境推進グループ (☎74-3006)

野焼き(野外焼却)とは…

庭や畑などの野外で、家庭ごみや剪定された枝など、物を焼却する行為を野焼き(野外焼却)といいます。

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」により、平成13年4月1日から原則禁止されています。

野焼きは燃焼温度が低い(200℃~300℃)ため、焼却物の種類によってはダイオキシン類が発生することが大きな問題となります。また、煙や臭気、飛散した灰により、近隣の人へ迷惑をかけたり、火の粉の飛散により火災の原因となる危険性もあります。

## 違反した場合

5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)またはこの両方が科せられます

### ごみの野焼きが例外的に許される行為

原則禁止されていますが、次の5つの行為は例外として扱われます。

①国または地方公共団体がその施設の管理を行うための焼却

河川管理者が河川管理のために伐採した草木などの焼却、海岸管理者が海岸管理のために回収した漂着物などの焼却などが該当

②災害の予防、応急対策または復旧のための焼却

災害時や災害復旧時の木くずなどの焼却、凍霜害防止のための稲わらなどの焼却、火災予防訓練時の模擬火災などの焼却、道路管理者が道路管

理のために剪定した木の枝などの焼却などが該当

③風俗習慣上または宗教上の行事を行うための焼却

どんど焼きなど地域の行事により不要になった門松やしめ縄などの焼却、お焚きあげによる不要となったお守りや人形などの焼却などが該当

④農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行う焼却

農業者が行う稲わらなどの焼却、林業者が行う伐採した枝などの焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物や流木などの焼却などが該当(造園業や植木屋などは、農業や林業に含みません)

⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの

一般家庭における木くずや木の葉などの焼却(家庭の可燃ごみ・生ごみなどを焼却することはできません)風呂焚きや暖をとるための薪や木くずの焼却、バーベキュー・キャンプファイヤーなどが該当

### ごみの野焼きを例外的に行うときの注意事項

あくまでも例外であること  
を十分に理解しましょう。火災の危険性や周辺の住民にぜんそくなどの呼吸器系疾病の人がいる可能性など、さまざまな状況が想定されますので、できるだけ野焼きは控えてください。次のようなルールを守らず、処理の基準を守らない場合には行政指導の対象となります。また、指導に従わない悪質な場合は、罰則の対象となることがあります。

- ・ 火災に注意し、消火するまでその場を離れない
- ・ 周囲の住宅に影響を与えない(家の中に煙が入る・ススが付着するなど)
- ・ プラスチック・ビニール・タイヤなどを焼却しない
- ・ 道路が煙に覆われてしまうなど、交通に影響を出さない
- ・ 習慣的(頻繁)に焼却を行わない

野焼きは原則禁止となっています！

家庭ごみは町指定のごみ袋に入れてゴミステーションに出しましょう！